

## 令和3年度飯豊町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 町長は、住宅用太陽光発電システムの導入を促進し地球環境の保全に寄与するため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となる住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- (1) 太陽電池モジュールの公称最大出力、またはパワーコンディショナの定格出力いずれかが10キロワット未満のものであって、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の規定により自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業の実施に関する計画の認定を受けており、かつ発電された電気が住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの（電力会社と電力受給契約（受給開始日が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間であるものに限る。）を結ぶもの。）であること。
- (2) 飯豊町内において、自ら住所を有し、若しくは住所を有する予定である町内の住宅（店舗、事務所等との兼用も含む。以下同じ。）又はこれらの住宅に附属する車庫、物置等へ新規に設置するものであって、発電された電気が住宅において消費されるもの。
- (3) 設置工事について、県内施工業者が行うものであって、令和2年4月1日以降に着手し、令和4年3月31日までに完成するものであること。
- (4) 対象システムは新たに設置するものとし、未使用であるもの（中古品は対象外とする。）

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象システムの太陽電池の最大出力に、1キロワット当たり20,000円を乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、60,000円を上限とする。

### (補助金の交付手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間の電力受給開始日の前日（電力受給開始日が令和3年4月1日から同年5月31日までの間であるものを除く。）までに、事業実施申込書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の事業実施申込は、1回に限るものとする。
- 3 第1項の申込みを行った者は、対象システムによる電力受給開始日後30日を経過する日又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに、次に定める書類を町長に提出しなければならない。ただし、電力受給開始日が令和3年4月1日から同年5月31日ま

の間であるものにあつては令和3年6月30日までに、提出しなければならない。

- (1) 住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第2号）
- (2) 対象システムの設置場所を示す案内図
- (3) 対象システムの設置場所及び付近の見取図
- (4) 工事着工前の状況を示す写真
- (5) 対象システムの発電装置の設置状況を示す写真
- (6) 電力会社との太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し
- (7) 工事請負契約書の写し
- (8) 申請者本人の住民票
- (9) 納期が到来した当該年度の納税証明書
- (10) （別紙1）対象システムの概要
- (11) （別紙2）太陽電池モジュールの製造番号等
- (12) 再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し
- (13) その他町長が必要と認めるもの

（交付の決定及び額の確定）

第5条 町長は、前条の規定による申請書兼実績報告書の提出があつた場合は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の交付決定及び交付額の確定をし、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付決定通知書及び額の確定通知書（別記様式第3号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 前条の通知を受けた者（以下「交付対象者という。」）は、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金請求書（別記様式第4号）に関係書類を添えて町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第7条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付対象者に行つた補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 町長に提出した書類に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正の行為を行ったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他町長が相当の理由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、補助金の全部若しくは一部を返還しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。